

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
第 1 章	1-1-2 用語の定義	1-1-2 用語の定義	
総則 p.5	23) 書面とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 緊急を要する場合はファクシミリ及びEメール等により伝達することができるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。	23) 書面とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システム（APS）を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票について、署名または押印がなくても有効とする。	
総則 p.7	1-1-6 施工計画書 (新規追加)	1-1-6 施工計画書 9) 請負人は、作業に係る資格が必要となる場合、施工計画書で明記するものとする。	
総則 p.7	1-1-7 契約図書に基づく処理方法 請負人及び工事監督員は、設計図書に示された指示・承諾・協議・検査及び確認等については「工事施工協議簿」(様式-2)で行わなければならない。	1-1-7 契約図書に基づく処理方法 請負人及び工事監督員は、設計図書に示された指示・承諾・協議・検査及び確認等については「工事施工協議簿」(札幌市土木工事共通仕様書 3 付表(参考資料))で行わなければならない。	
総則 p.8	1-1-8 コリンズへの登録 請負人は受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、 (—中略—) また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	1-1-8 コリンズへの登録 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-8 コリンズへの登録」による。	
総則 p.10	1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図 1) 請負人は、工事を施工するために下請負契約を締結したときは、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」に従って記載した施工体制台帳(様式-3~3-7)を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員に提出しなければならない。	1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図 1) 請負人は、工事を施工するために下請負契約を締結したときは、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」に従って記載した施工体制台帳(札幌市土木工事共通仕様書 3 付表(参考資料))を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員に提出しなければならない。	
総則 p.15	1-1-24 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等 1) 請負人は、設計図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された事項については、あらかじめ別に定める立会願(様式-4)を工事監督員に提出しなければならない。	1-1-24 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等 1) 請負人は、設計図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された事項については、あらかじめ別に定める立会願(札幌市土木工事共通仕様書 3 付表(参考資料))を工事監督員に提出しなければならない。	
総則 p.16	6) 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 ① 請負人は、段階確認一覧表(参考)(様式6-1及び6-2)に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項についても同様とすること。 ② 請負人は、あらかじめ別に定める段階確認願(様式-5)により、工事監督員に提出しなければならない。	6) 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 ① 請負人は、段階確認一覧表(参考)(様式1-1及び1-2)に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項についても同様とすること。 ② 請負人は、あらかじめ別に定める段階確認願(札幌市土木工事共通仕様書 3 付表(参考資料))により、工事監督員に提出しなければならない。	

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
総則 p.16	8) 立会い、段階確認事項（段階確認一覧表（参考） 様式—6— ）は、請負人と工事監督員で協議を行い施工計画書に明記するものとする。	8) 立会い、段階確認事項（段階確認一覧表（参考） （様式1-1及び1-2） ）は、請負人と工事監督員で協議を行い施工計画書に明記するものとする。	
総則 p.19	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>1) 請負人は、工事における環境負荷の低減のため、施工計画書及び工事の実施の各段階において十分に検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（—中略—）</p> <p>9) 請負人は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中等に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、請負人は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p>	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-36 環境対策」による。</p>	
総則 p.20	<p>1-1-39 適用すべき諸基準</p> <p>1) 請負人は、特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <p>(1) 建設省————建設工事公衆災害防止対策要綱</p> <p>(2) 国土交通省————アルカリ骨材反応抑制対策について</p> <p style="text-align: center;">（—中略—）</p> <p>(26) 日本道路協会————セメントコンクリート舗装要綱</p> <p>(27) 日本道路協会————舗装調査試験法便覧</p>	<p>1-1-39 適用すべき諸基準</p> <p>請負人は、特に定めのない事項については、「札幌市土木工事共通仕様書 1-3-2-1 適用すべき書基準」に記載の基準類によらなければならない。</p>	
総則 p.20	<p>1-1-40 官公庁への手続等</p> <p>9) 請負人は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、「市民の声」整理票（様式—7—）へ記載のうえ工事監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	<p>1-1-40 官公庁への手続等</p> <p>9) 請負人は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、「市民の声」整理票（札幌市土木工事共通仕様書 3 付表（参考資料））へ記載のうえ工事監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	
総則 p.21	<p>1-1-43 提出書類</p> <p>（新規追加）</p>	<p>1-1-43 提出書類</p> <p>3) 請負人は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、地質データ、試験結果等については、「札幌市地質・土質調査業務共通仕様書 1総則 1-17成果品の提出」に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p>	
総則 p.26	<p>※巻末様式集</p> <p>・（様式1）（様式2）（様式3）（様式3-1～7）（様式4）（様式5）を削除</p>		
第2章 工事現場管理 等完全管理 p.8	<p>2-3-7 不法無線局対策</p> <p>請負人は、電波法令を遵守し、不法無線局を搭載した車両をしないものとする。</p> <p>また、外国製無線機（FRS・GMRS）を使用しないこと。</p>	<p>2-3-7 不法無線局及び違法無線局対策</p> <p>請負人は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線機（FRS/GMRS）など）及び無線局の違法な運用（免許または登録をうけていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。</p>	

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考																																																																																								
第7章 マンホール工・取付 管及びます工 p.20	7-1-6 レジンコンクリート製マシンホール 表-7-13 レジンコンクリート製マシンホールの部材 (凍上防止型) <table border="1" data-bbox="448 243 1439 1287"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>部材の種類</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄蓋</td> <td>組</td> <td>・呼び 300 (F C D 製) ・蓋、枠、ロック機能 ・汚水、雨水、合流</td> <td>T-25: 一般道路用 T-14: 歩道等 (G-4)</td> </tr> <tr> <td>調整リング</td> <td>ケ</td> <td>φ 300×50H</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>上部壁</td> <td>ケ</td> <td>φ 300×φ 410×200H</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>中間壁</td> <td>ケ</td> <td>φ 410 H=100, 150, 300, 400, 500, 600, 900</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>異径中間壁</td> <td>ケ</td> <td>φ 300×φ 410×80H</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>インバート</td> <td>ケ</td> <td>・本管 φ 200～φ 250 - φ 410×390H ・本管 φ 150-φ 300×370H ・ストレート、屈曲 15 度 及び 30 度、[左・右]</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>底版</td> <td>ケ</td> <td>φ 750×70H</td> <td>コンクリート製</td> </tr> <tr> <td>接合リング</td> <td>ケ</td> <td>・φ 410×40H ・φ 300×40H (但し、 異径中間壁にのみ使用)</td> <td>ポリプロピレン製</td> </tr> <tr> <td>アダプター セット</td> <td>組</td> <td>・流入、流出用アダプター (VU 管用) ・押え板 ・アダプター専用ボルト (4 本×2) ・固定バンド (2 本×2) 水膨張性シール材</td> <td>・EPDM(エチレンプロピ レンジメチル)製 (JIS) ・FRP 製 ・SUS 304 ・ - - ・ブチルゴム</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>・専用プライマー (嵌合部両面塗布用) ・シール材 (一液性) (嵌合部目地接合用)</td> <td>・ポリウレタン用 ・1 成分形ポリウレタン系 シーリング材</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	部材の種類	規格	鉄蓋	組	・呼び 300 (F C D 製) ・蓋、枠、ロック機能 ・汚水、雨水、合流	T-25: 一般道路用 T-14: 歩道等 (G-4)	調整リング	ケ	φ 300×50H	(K-10)	上部壁	ケ	φ 300×φ 410×200H	(K-10)	中間壁	ケ	φ 410 H=100, 150, 300, 400, 500, 600, 900	(K-10)	異径中間壁	ケ	φ 300×φ 410×80H	(K-10)	インバート	ケ	・本管 φ 200～φ 250 - φ 410×390H ・本管 φ 150-φ 300×370H ・ストレート、屈曲 15 度 及び 30 度、[左・右]	(K-10)	底版	ケ	φ 750×70H	コンクリート製	接合リング	ケ	・φ 410×40H ・φ 300×40H (但し、 異径中間壁にのみ使用)	ポリプロピレン製	アダプター セット	組	・流入、流出用アダプター (VU 管用) ・押え板 ・アダプター専用ボルト (4 本×2) ・固定バンド (2 本×2) 水膨張性シール材	・EPDM(エチレンプロピ レンジメチル)製 (JIS) ・FRP 製 ・SUS 304 ・ - - ・ブチルゴム	その他		・専用プライマー (嵌合部両面塗布用) ・シール材 (一液性) (嵌合部目地接合用)	・ポリウレタン用 ・1 成分形ポリウレタン系 シーリング材	7-1-6 レジンコンクリート製マシンホール 表-7-13 レジンコンクリート製マシンホールの部材 (凍上防止型) <table border="1" data-bbox="1679 243 2671 1287"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>部材の種類</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄蓋</td> <td>組</td> <td>・呼び 300 (F C D 製) ・蓋、枠、ロック機能 ・汚水、雨水、合流</td> <td>T-25: 一般道路用 T-14: 歩道等 (G-4)</td> </tr> <tr> <td>調整リング</td> <td>ケ</td> <td>φ 300×50H</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>上部壁</td> <td>ケ</td> <td>φ 300×φ 410×200H</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>中間壁</td> <td>ケ</td> <td>φ 410 H=100, 150, 300, 400, 500, 600, 900</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>異径中間壁</td> <td>ケ</td> <td>φ 300×φ 410×80H</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>インバート</td> <td>ケ</td> <td>・本管 φ 200～φ 250 - φ 410×390H ・本管 φ 150-φ 300×370H ・ストレート、屈曲 15 度 及び 30 度、[左・右]</td> <td>(K-10)</td> </tr> <tr> <td>底版</td> <td>ケ</td> <td>φ 750×70H</td> <td>コンクリート製</td> </tr> <tr> <td>接合リング</td> <td>ケ</td> <td>・φ 410×40H ・φ 300×30H (但し、 異径中間壁にのみ使用)</td> <td>ポリプロピレン製</td> </tr> <tr> <td>アダプター セット</td> <td>組</td> <td>・流入、流出用アダプター (VU 管用) ・押え板 ・アダプター専用ボルト (4 本×2) ・固定バンド (2 本×2) 水膨張性シール材</td> <td>・EPDM(エチレンプロピ レンジメチル)製 (JIS) ・FRP 製 ・SUS 304 ・ - - ・ブチルゴム</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>・専用プライマー (嵌合部両面塗布用) ・シール材 (一液性) (嵌合部目地接合用)</td> <td>・ポリウレタン用 ・1 成分形ポリウレタン系 シーリング材</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	部材の種類	規格	鉄蓋	組	・呼び 300 (F C D 製) ・蓋、枠、ロック機能 ・汚水、雨水、合流	T-25: 一般道路用 T-14: 歩道等 (G-4)	調整リング	ケ	φ 300×50H	(K-10)	上部壁	ケ	φ 300×φ 410×200H	(K-10)	中間壁	ケ	φ 410 H=100, 150, 300, 400, 500, 600, 900	(K-10)	異径中間壁	ケ	φ 300×φ 410×80H	(K-10)	インバート	ケ	・本管 φ 200～φ 250 - φ 410×390H ・本管 φ 150-φ 300×370H ・ストレート、屈曲 15 度 及び 30 度、[左・右]	(K-10)	底版	ケ	φ 750×70H	コンクリート製	接合リング	ケ	・φ 410×40H ・φ 300×30H (但し、 異径中間壁にのみ使用)	ポリプロピレン製	アダプター セット	組	・流入、流出用アダプター (VU 管用) ・押え板 ・アダプター専用ボルト (4 本×2) ・固定バンド (2 本×2) 水膨張性シール材	・EPDM(エチレンプロピ レンジメチル)製 (JIS) ・FRP 製 ・SUS 304 ・ - - ・ブチルゴム	その他		・専用プライマー (嵌合部両面塗布用) ・シール材 (一液性) (嵌合部目地接合用)	・ポリウレタン用 ・1 成分形ポリウレタン系 シーリング材	
名称	単位	部材の種類	規格																																																																																								
鉄蓋	組	・呼び 300 (F C D 製) ・蓋、枠、ロック機能 ・汚水、雨水、合流	T-25: 一般道路用 T-14: 歩道等 (G-4)																																																																																								
調整リング	ケ	φ 300×50H	(K-10)																																																																																								
上部壁	ケ	φ 300×φ 410×200H	(K-10)																																																																																								
中間壁	ケ	φ 410 H=100, 150, 300, 400, 500, 600, 900	(K-10)																																																																																								
異径中間壁	ケ	φ 300×φ 410×80H	(K-10)																																																																																								
インバート	ケ	・本管 φ 200～φ 250 - φ 410×390H ・本管 φ 150-φ 300×370H ・ストレート、屈曲 15 度 及び 30 度、[左・右]	(K-10)																																																																																								
底版	ケ	φ 750×70H	コンクリート製																																																																																								
接合リング	ケ	・φ 410×40H ・φ 300×40H (但し、 異径中間壁にのみ使用)	ポリプロピレン製																																																																																								
アダプター セット	組	・流入、流出用アダプター (VU 管用) ・押え板 ・アダプター専用ボルト (4 本×2) ・固定バンド (2 本×2) 水膨張性シール材	・EPDM(エチレンプロピ レンジメチル)製 (JIS) ・FRP 製 ・SUS 304 ・ - - ・ブチルゴム																																																																																								
その他		・専用プライマー (嵌合部両面塗布用) ・シール材 (一液性) (嵌合部目地接合用)	・ポリウレタン用 ・1 成分形ポリウレタン系 シーリング材																																																																																								
名称	単位	部材の種類	規格																																																																																								
鉄蓋	組	・呼び 300 (F C D 製) ・蓋、枠、ロック機能 ・汚水、雨水、合流	T-25: 一般道路用 T-14: 歩道等 (G-4)																																																																																								
調整リング	ケ	φ 300×50H	(K-10)																																																																																								
上部壁	ケ	φ 300×φ 410×200H	(K-10)																																																																																								
中間壁	ケ	φ 410 H=100, 150, 300, 400, 500, 600, 900	(K-10)																																																																																								
異径中間壁	ケ	φ 300×φ 410×80H	(K-10)																																																																																								
インバート	ケ	・本管 φ 200～φ 250 - φ 410×390H ・本管 φ 150-φ 300×370H ・ストレート、屈曲 15 度 及び 30 度、[左・右]	(K-10)																																																																																								
底版	ケ	φ 750×70H	コンクリート製																																																																																								
接合リング	ケ	・φ 410×40H ・φ 300×30H (但し、 異径中間壁にのみ使用)	ポリプロピレン製																																																																																								
アダプター セット	組	・流入、流出用アダプター (VU 管用) ・押え板 ・アダプター専用ボルト (4 本×2) ・固定バンド (2 本×2) 水膨張性シール材	・EPDM(エチレンプロピ レンジメチル)製 (JIS) ・FRP 製 ・SUS 304 ・ - - ・ブチルゴム																																																																																								
その他		・専用プライマー (嵌合部両面塗布用) ・シール材 (一液性) (嵌合部目地接合用)	・ポリウレタン用 ・1 成分形ポリウレタン系 シーリング材																																																																																								
第11章 布設替工・ 管更生工 p.10	11-2-7 出来形管理 2 更生管きょ厚み・内径の管理 【自立管】 ④ 更生管の内径については、 硬化直後と 24 時間以降の測定値で差がないことを確認する。	11-2-7 出来形管理 2 更生管きょ厚み・内径の管理 【自立管】 ④ 更生管の内径については、24 時間以降の測定値で差がないことを確認する。																																																																																									

工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準			摘要
			測定基準	結果表による場合	設計図による場合	
シールド工 (一次覆工省略型 ・二次覆工一体型)	基準高 (二次) 二次中心線の偏位 仕上がり内径	±30 左・右 30 ±10	直線部は40mに2か所の 割りで測定する。 曲線部は10mを超えない 範囲で測定する。	結果表に取りまとめる。 (設計値、実測値、差を 記入する)	図面標示箇所に記入す る。 (展期図、見取図に実 測値を朱書きする)	※地盤状況等により特に これにより難しい場合は特 記仕様書及び施工協議簿 による。
		±50※ 左・右 200※	直線部は5リソングごと に測定する。 曲線部は2リソングごと に測定する。	— — — —	— — — —	※6点の平均管厚が呼 び厚さ以上で、かつ、上 限値は+20%以内と し、最小値は設計更生厚 以上とする。 ※2断面の仕上がり内径 の平均値とする。
管 更 生 工 (製管)	仕上がり内径	設計値 (計算値) を下 回らない。 ※	11-2-7 図 11-2- 1 により6点の仕上 り厚さを測定する。	— — — —	— — — —	※2断面の仕上がり内径 の平均値とする。
		設計値 (計算値) を下 回らない。 ※	11-2-7 図 11-2- 2 により2断面の仕上 がり内径を測定する。	— — — —	— — — —	※地盤状況等により特に これにより難しい場合は特 記仕様書及び施工協議簿 による。
マンホール設置工 (現場打ちマンホール躯体)	基準高 中心線の偏位 延長 (L及びΣL)	±100 左・右 200※	マンホールごとに測定 する。 ※	— — — —	— — — —	※地盤状況等により特に これにより難しい場合は特 記仕様書及び施工協議簿 による。
		H/100 (マンホール深 5m を 超える) ※	マンホールごとに測定 する。 寸法表示箇所での測定す る。	— — — —	— — — —	— —
マンホール設置工 (現場打ちマンホール躯体)	基準高 内空幅 b 厚さ t1~t4 内空高 h	±30 —30 —20 —30	マンホールごとに測定 する。 寸法表示箇所での測定す る。	— — — —	— — — —	— —
		±30 —30 —20 —30	マンホールごとに測定 する。 寸法表示箇所での測定す る。	— — — —	— — — —	— —

16-3-3 下水道の出来形管理

工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準			摘要
			測定基準	結果表による場合	設計図による場合	
シールド工 (一次覆工省略型 ・二次覆工一体型)	基準高 (一次) 一次中心線の偏位 延長 (L及びΣL)	±50※ 左・右 200※	直線部は5リソングごと に測定する。 曲線部は2リソングごと に測定する。	結果表に取りまとめる。 (設計値、実測値、差を 記入する)	図面標示箇所に記入す る。 (展期図、見取図に実 測値を朱書きする)	※地盤状況等により特に これにより難しい場合は特 記仕様書及び施工協議簿 による。
		—200 ≤ ΣL ≤ +500 —200 ≤ L ≤ +500	直線部は40mに2か所 の割りでの測定する。 曲線部は10mを超えな い範囲で測定する。	— — — —	— — — —	— —
管 更 生 工 (製管)	仕上がり厚さ	設計値 (計算値) を下 回らない。 ※	11-2-5 図 11-2- 5 により6 点の仕上がり厚さを測 定する。	— — — —	— — — —	※6点の平均管厚が呼 び厚さ以上で、かつ、上 限値は+20%以内と し、最小値は設計更生厚 以上とする。 ※2断面の仕上がり内径 の平均値とする。
		設計値 (計算値) を下 回らない。 ※	11-2-5 図 11-2- 6 により2 断面の仕上がり内径を測 定する。	— — — —	— — — —	— —
マンホール設置工 (現場打ちマンホール含む)	仕上がり深 (H) 立上がり偏位	±100 50 (マンホール深 5m 以下) ※	マンホールごとに測定 する。 ※	— — — —	— — — —	※地盤状況等により特に これにより難しい場合は特 記仕様書及び施工協議簿 による。
		H/100 (マンホール深 5m を 超える) ※	マンホールごとに測定 する。 寸法表示箇所での測定す る。	— — — —	— — — —	— —
マンホール設置工 (現場打ちマンホール躯体)	基準高 内空幅 b 厚さ t1~t4 内空高 h	±30 —30 —20 —30	マンホールごとに測定 する。 寸法表示箇所での測定す る。	— — — —	— — — —	— —
		±30 —30 —20 —30	マンホールごとに測定 する。 寸法表示箇所での測定す る。	— — — —	— — — —	— —

16-3-3 下水道の出来形管理

第16章
施工管理基準
p.12